

## ユニフォーム規程等の適用について

J F Aユニフォーム規程が平成19年4月1日から改正施行中であり、その一部について埼玉県第4種少年連盟としての細部具体的な適用要領を定めて（平成19年4月20日）実施しているが、その後のJ F Aからの通達を含めて整理作成した要領を、本連盟が主催・主管する大会等の準拠として配布する。

その他については、原則としては関係規則等をそのまま適用するが、実際の適用にあたっては第4種としての特性を考慮して柔軟性の保持に努めるものとし、疑義がある場合は事前に審判委員長等の指導を受ける。

## ◇ J F Aユニフォーム規程 第5条 [ユニフォームの色彩]

## ① 関連

\* 黒色のシャツは正副ユニフォームとしての登録は認めない。

- ・ エントリー表受領時確認し、別色のシャツでの登録を指示する。
- ・ 不可能な場合、試合（大会）は続行するが、当該規程第5条③違反（正副ユニフォーム持参なし）として規律・フェアプレー委員会審議の対象とする。

\* 紺色のシャツについては、強制はできないができるだけ避けるよう注意、指導する。

- ・ エントリー表受領時確認し、別色のシャツでの登録を打診する。
- ・ 不可能な場合、次回からはできるだけ避けるよう指導し、審判からの注意、指導がありうる旨説明し認識させる。
- ・ 規律・フェアプレー委員会審議の対象としない。

## ◇ J F Aユニフォーム規程 第6条 [ユニフォームへの表示]

## ① チーム名の表示：チーム全体で統一されていることが前提

\* エンブレムで表示する場合 シャツの左胸 100 cm<sup>2</sup> 以下

- ・ ロゴマーク、シンボルマーク等又はデザイン化されたものはエンブレムの範疇と判断して認める。

\* エンブレム以外で表示する場合 シャツの前面又は左胸 300 cm<sup>2</sup> 以下

- ・ 正式名称でなく略称でもそのチームと認識できるものであれば認める。

\* 県中央大会および一次予選を含む地区予選において、平成20年度から一斉に適用する。

## ② シャツ前面の選手番号

\* 服地と明確に区別し得る色彩（縞柄の服地：台地を付ける）で、かつ判別が容易なサイズ

\* 右側、左側または中央に 高さ 10 cm～15 cm

- ・ 小さいユニフォームの場合はサイズを適宜縮小することができる。

\* 県中央大会（平成19年度から適用中）および一次予選を含む地区予選において、平成20年度から全面適用する。

## ◇ J F A通達（19. 9. 13）[ペナルティーマークからのキック時のゴールキーパー服装について]

\* 当面は従来どおりとする。（適用する場合は改めて指示する。）

以 上